

別表第九号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第31条の2(第31条の3及び第31条の4において準用する場合を含む。)関係)

無線局の運用の特例に係る届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

届出者(注2)

住 所

(ふりがな)

氏名又は名称



第70条の7第2項

下記のとおり無線局を運用させたので、電波法 第70条の8第2項において準用する同法第70条  
第70条の9第2項において準用する同法第70条

の7第2項 の規定により届け出ます。

の7第2項

記

1 非常時運用人(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下同じ。)に運用させた無線局の免許又は登録の番号

2 非常時運用人(注3)

住 所

(ふりがな)

氏名又は名称

連 絡 先

3 非常時運用人による運用の期間

4 無線設備の製造番号(特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。)

5 欠格事由に関する事項(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合及び同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。)(注4)

注1 電波法施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出の場合は、所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)にあてること。

2 届出者の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

(2) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

3 非常時運用人の欄の記載は、次によること。

(1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載する

こと。

(2) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(3) 連絡先については、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

4 欠格事由については、法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた当該無線局の免許人以外の者が法第5条第3項各号のいずれにも該当しないときはその旨、法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた当該登録局の登録人以外の者が法第27条の20第2項各号(第2号を除く。)のいずれにも該当しないときはその旨を記載すること。